最高裁規則

○最高裁判所規則第三号

裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日　最高裁判所

裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則（昭和四十年最高裁判所規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項ただし書中「掲げる官職」の下に「（同表中その区分について最高裁判所が別に定めることとされている官職を除く。）」を加える。

別表最高裁判所の項中「司法研修所の課長」を「司法研修所の課長　裁判所職員総合研修所教官」に改め、同表高等裁判所の項中

裁判所調査官 首席書記官 事務局次長	一種

を

首席書記官 事務局次長 裁判所調査官	一種
	一種（最高裁判所が別に定める場合にあっては二種又は三種）

に改める。

附　則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

最高裁判所長官　竹﨑　博允

府令・省令

○内閣府令・総務省令・文部科学省令第一号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第十七条第一項、第二十六条及び第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程及び地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
総務大臣　原口　一博
文部科学大臣　川端　達夫

地方公務員等共済組合法施行規程及び地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

（地方公務員等共済組合法施行規程の一部改正）

第一条　地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百六十二条の九」を「第百六十二条の十一」に改める。

第三条第三号中「社会保険診療報酬支払基金」の下に「又は国民健康保険団体連合会」を加える。

第六条第一項第一号中「資本」を「純資産」に改める。

第十二条第二項及び第十三条第一項中「三・二パーセント」を「四・一パーセント」に改める。

第五十四条第一項第二号中「社会保険診療報酬支払基金」の下に「又は国民健康保険団体連合会」を加える。

第七十三条第三項中「別表第一及び別表第二」を「の別表」に改め、同項ただし書中「これらの表」を「同表」に改める。

第九十一条第一項中「なつたもの」の下に「又は法第百七条の四第二項ただし書に規定する離婚時みなし組合員期間（以下「離婚時みなし組合員期間」という。）若しくは法第百七条の七第四項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間（以下「被扶養配偶者みなし組合員期間」という。）を有する者若しくは国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第九十三条の十第二項ただし書に規定する離婚時みなし組合員期間若しくは同法第九十三条の十三第四項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間を有する者で組合員となつたもの」を加え、同条第二項中「又は他の組合の組合員」の下に「（離婚時みなし組合員期間又は被扶養配偶者みなし組合員期間を有する者を含む。）」を、「引き続くことなく組合員となつたもの」の下に「、国の組合の組合員であつた者で離婚時みなし組合員期間若しくは被扶養配偶者みなし組合員期間を有する者となつたもの又は離婚時みなし組合員期間若しくは被扶養配偶者みなし組合員期間を有する者（組合員期間を有する者を除く。）若しくは国家公務員共済組合法第九十三条の十第二項ただし書に規定する離婚時みなし組合員期間若しくは同法第九十三条の十三第四項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間を有する者（同法第三十八条第一項に規定する組合員期間を有するものを除く。）で組合員（離婚時みなし組合員期間又は被扶養配偶者みなし組合員期間を有する者となつたものを含む。）となつたもの」を加える。

第九十三条の二の次に次の一条を加える。

（組合員であつた者の氏名又は住所の変更の申告等）

第九十三条の三　組合員であつた者は、その氏名又は住所に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に関する申告書を組合に提出しなければならない。

2　組合員であつた者が死亡した場合には、当該組合員であつた者の遺族又は相続人は、次に掲げる事項及び死亡年月日を記載した死亡届書を組合に提出しなければならない。ただし、死亡に際し、当該組合員であつた者に係る長期給付の請求を行うことができるときは、この限りでない。

一　組合員であつた者の氏名、生年月日及び住所
二　退職当時の所属機関名
三　組合員の資格を取得した年月日及び喪失した年月日
四　その他必要な事項

3　組合は、組合員であつた者又は前項に規定する遺族若しくは相続人に対し、第一項に規定する申告書又は前項に規定する死亡届書に記載された事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

第百一条の二中「第百二条」を「第百二条第一項」に、「並びに第百六十二条の四第一項」を「、第百六十二条の四第一項、第百六十二条の六、第百六十二条の九第一項並びに第百六十二条の十」に改める。

第百二条を次のように改める。

（支払未済の給付）

第百二条　法第四十七条第一項の規定により給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日、住所及び死亡した者との続柄
二　死亡した者の氏名及び生年月日
三　死亡した者の死亡の年月日
四　振込金融機関の名称及び所在地並びに預金口座の口座番号（以下「預金口座番号」という。）
五　その他必要な事項